

パートナーシップ宣誓制度

三田市は、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざしています。その取り組みの一環として、令和元年10月11日からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

この制度は、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであることを宣誓し、市が二人の宣誓を公的に証明するものです。

宣誓することができる人

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・成人であること
- ・市内に住所を所有していること(転入予定含む)
※特に事情がある場合を除く
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓相手以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- ・宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者を除く。

宣誓に必要なもの

1週間前までに

- ・パートナーシップ宣誓書
- ・住民票の写し
- ・全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・本人確認書類の写し



上記4点(各1部)を宣誓希望日の概ね1週間前までに人権共生推進課へ提出(郵送可)してください。

〈宣誓制度 HP〉



アライ ALLY 募集中

性的マイノリティへの理解を示すレインボーステッカー貼付にご協力いただける店舗や事業所・団体を募集しています。性的マイノリティの人たちが「ここでは安心して」と思える居場所づくりの取り組みにご協力をお願いします。

〈申し込み方法〉



※「ALLY」とは造語で「理解者」や「味方」を意味します。ここでは性的マイノリティの人たちの理解者のことをいいます。

TEL 079-559-5148 FAX 079-563-7776

E-mail: jinken_u@city.sanda.lg.jp (月曜～金曜 9時～17時)※祝日・年末年始を除く

三田市人権共生推進課